

「令和7年度地域単位での脱炭素化事業の創出に向けた課題分析に係る調査・検討委託業務」

に関する質問に対する回答

令和7年10月31日

環境省地球環境局

地球温暖化対策課

No.	質問事項	回答
1	仕様書3.(2)の最初の箇条書きで、規模、業種、排出構造・・・とありますが、中小企業は、中小企業庁など複数の省庁で定義がありますが、想定されている規模の区分はありますか？ また、業種も分類方法が複数の省庁で異なることがあります。業種分類についても想定されるものがあれば、ご教授ください。	本事業においては、中堅企業及び中小企業を主たる対象としております。その定義につきましては、経済産業省及び中小企業庁における区分に準拠し、以下のとおり整理しております。 - 中堅企業：常用従業員数2,000人以下の会社等（中小企業者を除く）。(出典：経済産業省「特定中堅企業の概要」 https://www.meti.go.jp/policy/economy/chuukun/tokutei-chuukun_overview.pdf) - 中小企業：中小企業基本法の定義によるもの。(出典：中小企業庁「中小企業の定義」 https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html) なお、上記区分は、企業規模に応じた課題把握及び施策検討を行うための整理であり、実施に際しては柔軟な運用を行うことを想定しております。 また、本事業での目的は、中堅・中小企業が抱える課題・障壁の実態を的確に把握し、各業種における「排出構造」や「エネルギー使用特性」等を踏まえ、これらを多角的かつ俯瞰的に

		分析することにございます。そのため、当該目的が達成される範囲においては、特段の業種分類上の指定を設けるものではございません。
--	--	--